

調査委員会の進め方について

1 . 会議の公開について

会議は原則公開とする。ただし、委員の発言を妨害する等の会議の進行を妨げる者は、直ちに退場させることとする。

なお、審議内容に企業秘密情報や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される場合には、委員会の了解により、会議を非公開とすることができる。

なお、会議を非公開とした場合には、原則、審議概要について事務局において文書にまとめ、非公開情報についてマスキング等の処理を行った上で、公開可能な範囲について記者発表等を通じ後日公開する。

2 . 資料、議事録の公開について

資料、議事録（記名）についても原則公開とする。ただし、資料又は議事録に企業秘密情報や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断される場合には、委員会の了解により、非公開とすることができる。

なお、資料又は議事録を非公開とした場合には、原則、非公開情報のマスキング等の処理を行った上で、公開可能な範囲について後日公開する。